

MEEQ サービスご利用規約

目次

「MEEQ サービス」ご利用規約.....	4
第一章 定義.....	4
第 1 条（定義）.....	4
第二章 本サービス.....	6
第 2 条（本サービス）.....	6
第 3 条（本規約等）.....	7
第 4 条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）.....	8
第 5 条（本サービスの利用申込の承諾）.....	8
第 6 条（申込み内容の変更）.....	9
第 7 条（通信区域）.....	9
第 8 条（通信利用の制限）.....	10
第 9 条（通信時間等の制限）.....	10
第 10 条（通信時間の測定）.....	11
第 11 条（通信速度等）.....	11
第 12 条（契約者識別番号の付与）.....	11
第 13 条（契約者顧客への本サービスの提供）.....	11
第 14 条（電気通信番号計画制度）.....	12
第 15 条（確認・遵守事項）.....	12
第 16 条（調査・報告）.....	13
第 17 条（監査）.....	13
第三章 端末機器および SIM カード.....	13
第 18 条（端末機器利用にかかる契約者の義務）.....	13
第 19 条（本 SIM カードおよび ELTRES 送信端末）.....	14
第 20 条（切替）.....	15
第 21 条（契約者識別番号の登録等）.....	15
第 22 条（自営端末機器）.....	15
第四章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除.....	16
第 23 条（提供の中断等）.....	16
第 24 条（契約者からの請求による利用の一時中断）.....	16
第 25 条（利用停止）.....	17
第 26 条（弊社による利用契約の解除）.....	17
第 27 条（期限の利益）.....	18
第 28 条（解約）.....	18
第五章 料金.....	18
第 29 条（料金）.....	18

第 30 条（基本使用料等の支払義務）	18
第 31 条（通信料の算定）	19
第 32 条（手続に関する料金の支払義務）	19
第 33 条（料金の計算等）	19
第 34 条（割増金）	19
第 35 条（延滞利息）	20
第 36 条（料金等の変更）	20
第六章 損害賠償	20
第 37 条（本サービスの利用不能による損害）	20
第 38 条（免責）	21
第 39 条（損害賠償額の上限）	21
第七章 保守	21
第 40 条（電気通信設備の維持責任）	21
第 41 条（契約者の維持責任）	21
第 42 条（契約者の切分責任）	22
第 43 条（修理または復旧）	22
第 44 条（保証の限界）	22
第 45 条（サポート）	22
第八章 雑 則	22
第 46 条（秘密保持）	22
第 47 条（契約者の責任）	23
第 48 条（禁止事項）	23
第 49 条（位置情報の送付）	24
第 50 条（情報の収集）	25
第 51 条（契約者確認）	25
第 52 条（契約者情報の取り扱い）	25
第 53 条（他の電気通信事業者への情報の通知）	26
第 54 条（本サービスの廃止）	26
第 55 条（本サービスの技術仕様等の変更等）	26
第 56 条（反社会的勢力の排除）	27
第 57 条（譲渡禁止）	27
第 58 条（分離性）	27
第 59 条（存続条項）	28
第 60 条（協議）	28
第 61 条（合意管轄）	28
第 62 条（準拠法）	28
第 63 条（異議のある請求書）	29
料金表	30
第 1 基本使用料	32
第 2 付加機能サービス料	36

第 3	通信料	38
第 4	手続に関する料金	39
第 5	ユニバーサルサービス料	41
第 6	電話リレーサービス料	42
別表		43
別表 1	MEEQSIM 付加機能サービス	43
別表 2	本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき 技術基準及び技術的条件	45
別表 3	新聞社等の基準	46
別表 4	通信の優先的取扱いに係る機関名	47
別表 5	他社相互接続通信に係る協定事業者	48

「MEEQサービス」ご利用規約

ミーク株式会社（以下「弊社」といいます）は、第2条に定めるサービスの利用条件（以下「本規約」といいます）を以下の通り定めます。

第一章 定義

第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- （1）「本サービス」とは、第2条に定める各サービスの総称をいいます。
- （2）「MEEQコンソール」とは、本サービスの申込や管理等を行うためのWeb画面をいいます。
- （3）「MEEQ契約者」とは、弊社とMEEQコンソールの利用に関する契約を締結した法人、個人事業主またはその他の団体等をいいます。
- （4）「利用希望者」とは、弊社と本サービスの利用に関する契約を締結することを希望するMEEQ契約者をいいます。
- （5）「契約者」とは、弊社と本サービスの利用に関する契約を締結したMEEQ契約者をいいます。
- （6）「本SIMカード」とは、カード、チップ、またはその他の形式に限らず1つのICカードをいい、「MEEQSIMカード」と「MEEQグローバルSIMカード」があります。
「MEEQSIMカード」とは本規約に定める条件に基づき貸与される国内用SIMで、
「MEEQグローバルSIMカード」とは本規約に定める条件に基づき譲渡されるGSM（携帯電話移動通信の国際標準規格であるGlobal System for Mobilesを意味する。以下同じ。）の国内又は海外用SIMカードをいいます。
- （7）「ELTRES」とは、ソニー株式会社が提供するLPWA通信の規格をいいます。
- （8）「ELTRES IoTネットワークサービス」とは、ELTRESを用いて構築するIoT機器向けの電気通信サービスをいいます。
ELTRES IoTネットワークサービスのサービス仕様は、「ELTRESサービス仕様書」によるものとします。
- （9）「国内電気通信事業者」とは、弊社がワイヤレスデータ通信を提供するために卸電気通信サービス契約その他の契約を締結している日本国内の電気通信事業者をいいます。現在の国内電気通信事業者は、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社およびソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社です。
- （10）「海外電気通信事業者」とは、弊社がワイヤレスデータ通信を提供するために卸電気通信サービス契約その他の契約を締結している通信事業者をいいます。
- （11）「相互接続提供者」とは、海外電気通信事業者が通信サービス提供のための双務契約を締結しているか、又は、締結する場合がある、ジャージー島外の通信サービス事業者（ローミングパートナー及び移動体通信事業者を含む。）をいいます。
- （12）「相互接続点」とは、海外電気通信事業者の通信システムが、その相互接続提供者の通信システムと接続する名目上の点をいいます。
- （13）「信号伝送容量」とは、モバイルサービス提供の目的上、契約者が利用可能な通常の弊社 SS7

信号伝送容量の一部をいいます。

- (14) 「ワイヤレスデータ通信」とは、弊社が提供する無線データ通信でパケット交換方式および ELTRES方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
- (15) 「付加機能サービス」とは、別表1に定める付加機能サービスをいいます。
- (16) 「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、弊社が定める料金をいいます。
- (17) 「電話リレーサービス料」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める、聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の者との会話を、通話オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより双方向につなぐサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、契約者が負担する料金をいいます。
- (18) 「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
- (19) 「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器をいいます。
- (20) 「自営端末機器」とは、契約者が本SIMカードを用いて本サービスを利用するために自ら用意する端末機器をいいます。
- (21) 「ELTRES送信端末」とは、ELTRES IoT ネットワークサービスに対応した端末機器（弊社が契約者に対して販売した機器を含みます）をいいます。
- (22) 「協定事業者」とは、弊社または国内電気通信事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ国内電気通信事業者をいいます。
- (23) 「契約者顧客」とは、本サービスを利用して契約者がサービス提供する契約者の顧客をいいます。
- (24) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- (25) 「利用契約」とは、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約者と弊社との間の契約をいいます。
- (26) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (27) 「GRX」とは、GSMアーキテクチャに明記されるGPRSローミングエクスチェンジをいいます。
- (28) 「GSMAガイドライン」とは、「GSMA document IoT Device Connection Efficiency Guidelines version6.0」（その後の変更を含む。）に定められている、「GSMA standard guidelines for device efficiency」を意味します。
- (29) 「監督当局」とは、国内電気通信事業者、海外電気通信事業者又は相互接続提供者に対する管轄権を有する規制当局（ジャージー金融サービス委員会、情報コミッショナージャージーオ

フィス、英国情報コミッショナーオフィス、チャネル諸島競争規制局（CICRA）、英国情報通信庁（Ofcom）、GSM（Groupe Speciale Mobile）協会（GSMA）及び同等の金融サービス、プライバシー保護当局又は電気通信規制機関を含むが、これに限らない。）をいいます。

- (30) 「ELTRESサービス仕様書」とは、弊社が制定する「ELTRES IoTネットワークサービス仕様書」を意味します。
- (31) 「LfourID」とは、ELTRES送信端末毎に付与される端末識別のための固有IDを意味します。
- (32) 「MEEQ API」とは、利用者がMEEQコンソール画面を経由することなく、弊社が用意した通信方法により、本サービスの申込や管理等を行うための機能をいいます。

第二章 本サービス

第2条（本サービス）

本サービスは、弊社が契約者に提供する以下各号に定めるサービスで構成されるものとします。

（1）「MEEQ SIM」

MEEQSIMカードを利用し、IoTの様々な利用シーンに応じてワイヤレスデータ通信を提供するSIM回線サービスで、以下の3つに大別されます。

（a）「MEEQ SIMインターネット接続」

低容量から大容量まで様々なニーズに対応するワイヤレスデータ通信を提供するSIM回線サービス。

（b）「MEEQ SIM閉域ネットワーク接続」

MEEQ閉域ネットワークによって構築された閉域網内でワイヤレスデータ通信を提供するSIM回線サービス。別途個別の契約締結が必要となります。

（c）「MEEQ SIM検証用」

検証等の用途でワイヤレスデータ通信を提供するSIM回線サービス。なお、MEEQ SIM検証用サービスをMEEQ閉域ネットワーク及びMEEQ帯域で利用することはできません。

（2）「MEEQ グローバルSIM」

MEEQグローバルSIMカードを利用し、IoTの様々な利用シーンに応じてワイヤレスデータ通信を提供するSIM回線サービスで、以下の2つに大別されます。

（a）「MEEQ グローバルSIMインターネット接続」

国内及び海外を含む複数のグローバルなエリアで使用可能なワイヤレスデータ通信を提供するSIM回線サービス。

（b）「MEEQ グローバルSIM閉域ネットワーク接続」

海外電気通信事業者の閉域ネットワークによって構築された閉域網内でワイヤレスデータ通信を提供するSIM回線サービス。別途個別の契約締結が必要となります。

（3）「MEEQ閉域ネットワーク」

契約者が保有または利用する機器および弊社が保有または利用する機器のみで構成されたインターネットから、物理的あるいは論理的に分離されたネットワーク（閉域網）を構築するためのサービス。MEEQ SIM閉域ネットワーク接続によって接続します。別途個別の契

約締結が必要となります。

(4) 「MEEQ グローバル閉域ネットワーク」

契約者が保有または利用する機器および弊社が保有または利用する機器のみで構成されたインターネットから、物理的あるいは論理的に分離されたネットワーク（閉域網）を構築するためのサービス。MEEQ グローバル SIM 閉域ネットワーク接続によって接続します。別途個別の契約締結が必要となります。

(5) 「MEEQ帯域」

帯域単位で通信を提供するサービス。別途個別の契約締結が必要となります。なお、MEEQ 帯域サービスのご契約後、契約帯域の中でMEEQ閉域ネットワークサービスを契約・適用することも可能となります。

(6) 「MEEQ for ELTRES」

ELTRES方式によるワイヤレスデータ通信を提供するELTRES IoTネットワークサービス。

なお、MEEQ for ELTRESの利用には、別途ELTRES IoTネットワークサービス利用規約の承諾を含む個別の契約締結が必要となります。

MEEQ for ELTRESは、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める技術的条件により製造された送信端末のみ接続可能です。なお、送信端末は、契約者が自己の責任及び負担において準備・維持・管理するものとします。

また、契約者は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が設置した接続点と契約者が持つ送信端末との間の通信において、その接続点へ位置情報を送出することをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（本規約等）

1. 契約者は、本規約並びにその他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 弊社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに弊社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に契約者が本サービスを利用した場合又は弊社が定める時期までに利用契約を解約しなかった場合には、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。
3. 本サービスは国内電気通信事業者の定める卸携帯電話サービス約款（株式会社NTTドコモの定める「卸携帯電話サービス契約約款」、「5G通信サービス約款」、ソフトバンク株式会社の定める「4G通信サービス接続約款」、KDDI株式会社の定める「au（LTE）通信サービス契約約款」、「au（5G）通信サービス契約約款」を含みますが、これらに限られません。以下総称して「卸携帯電話約款」といいます）及び海外電気通信事業者と弊社との間の契約（以下、「海外事業者契約」といいます）に従い提供されるものであり、本サービスの内容、品質、技術条件その他の提供条件が卸携帯電話約款及び海外事業者契約の定めに従うものであり、卸携帯電話約款及び海外事業者契約の定めにより、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合のあることを契約者はあらかじめ承諾します。
4. 契約者は、弊社に対し、卸携帯電話約款及び海外事業者契約の定めにより弊社が国内電気通信事業者及び海外電気通信事業者に対して負う義務のうち、合理的に契約者が負うと判断される義務を負うことを承諾します。

5. 弊社は、その単独の裁量により、第7条第2項に定める通信区域内におけるMEEQグローバルSIMカードの本サービスへの接続を提供するためにどの相互接続提供者を利用するかを決定するものとします。本サービスの内容（接続性を含む。）について相互接続提供者が一定の改変、付加その他の措置を講じる場合、弊社は、相互接続提供者が講じた措置にかかる内容について責任を負わないものとし、相互接続提供者が講じた措置の内容を弊社の本サービスに適用する義務を負わないものとし、また、相互接続提供者により、本サービスについて、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合のあることを契約者はあらかじめ承諾します。

第4条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）

1. 利用希望者は、本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従って MEEQ コンソールによる申込または MEEQ API による申込（以下、「申込」といいます）を行うものとします。
2. 利用契約は、利用希望者による本サービスへの申込を弊社が承諾し、当該利用希望者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
3. 弊社は、契約者が申込を行い、弊社が承諾した場合、付加機能サービスを提供します。
4. 本サービスおよび付加機能サービスの利用料金の課金開始基準日となる本サービスおよび付加機能サービスの開始日は、弊社が指定するものとします。
5. MEEQ for ELTRES の申込者は、国内法人（法人に相当すると弊社が認めるものを含みます）に限ります。
6. 本規約と「ELTRES サービス仕様書」の内容に齟齬があった場合、本規約が優先するものとします。

第5条（本サービスの利用申込の承諾）

前条に定める申込について、利用希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申込を承諾しない場合があります。

- （1）申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。
- （2）申込にあたり、利用希望者に設定されているクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分を受けている場合。
- （3）過去に、本サービスまたは弊社のその他のサービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
- （4）過去に、本サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。
- （5）不適切または不正な申込等、本サービスを利用する意思のない申込であると弊社が合理的に判断した場合。
- （6）本サービスの提供により、弊社または他の契約者の信用または利益を損なうおそれがある場合。
- （7）本サービスの提供により、弊社もしくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがある場合。
- （8）未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。
- （9）反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくな

った日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている」と弊社が判断した場合。

(10) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来すと、弊社が合理的に判断した場合。

第6条 (申込み内容の変更)

1. 弊社は、契約者から請求があり、弊社が承諾したときは、弊社が提供するプランの変更を含む、本サービスの申込み内容の変更を行います。ただし、契約者がプラン変更に対応しているプランを契約している場合に限りです。また、利用中のプランによっては、変更できるプランが制限される場合があります。
2. 弊社は、前項の請求があったときは、第5条(本サービスの利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
3. プランを変更した場合、変更前後のプランの組み合わせによってはチャージした容量等の一部又は全部が消失する可能性があることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。

第7条 (通信区域)

1. MEEQSIMカードでの通信区域は、国内電気通信事業者毎に以下の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

国内電気通信事業者	通信区域
株式会社NTTドコモ	FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款および5G通信サービス約款に定める通信サービスの提供エリア。ただし、MEEQ帯域の場合はFOMAサービス契約約款に定める通信サービスの提供エリアは対象外になります。また、5G通信サービス約款に基づき提供される5Gサービス通信網を用いた通信を行う場合、FOMAサービス契約約款に基づき提供される3G通信サービス通信網を用いた通信は利用できません。
ソフトバンク株式会社	4G通信サービス契約約款に定める通信サービスの提供エリア。ただし、XGP、AXGP、TD-LTE方式を利用した通信サービスは含まない
KDDI株式会社	au(LTE)通信サービス契約約款に定める通信サービスの提供エリアおよびau (5G)通信サービス契約約款に定める通信サービスの提供エリア
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	ELTRES IoT ネットワークサービス利用規約に定める通信サービスの提供エリア

2. MEEQグローバルSIMカードでの通信区域は、相互接続提供者毎に提供する通信区域内とします。但し、以下に定める制約があるものとします。
 - (1) 当該通信区域内であっても、送受信が困難な場所では通信を行うことはできません。
 - (2) 特定の国または場所においては、適用される法律、規制等により、通信を行うことができない場合があります。
 - (3) 特定の国または場所において適用される法律、規制等の変更が本サービスの提供に影響を

及ぼすことについて、契約者はあらかじめ了承するものとします。

(4) 海外事業者契約の規定に基づく、海外電気通信事業者による通信利用可能な通信区域に変更が生じた場合には、契約者に14日以内に通知するものとします。

3. 契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第8条（通信利用の制限）

1. 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または国内電気通信事業者および海外電気通信事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは国内電気通信事業者および海外電気通信事業者と弊社との間で締結される契約の規定に基づく、国内電気通信事業者および海外電気通信事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのアドレスリストに基づき、当該Webサイト並びに当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像への契約者からの閲覧要求を検知し、当該Webサイト全体の閲覧または当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
3. 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (3) その通信が、電子メールに係るものであって、弊社が別に定める方法により送信されるものであるとき。
4. 契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、前3項による場合も含め、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 弊社は、本サービスにおける通信について、本サービスの円滑な提供のために、画像の圧縮などの通信の最適化を行うことがあります。

第9条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（弊社または国内電気通信事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3. 弊社は、一定期間における通信時間が弊社の定める時間を超えると、一定期間における通信容量が弊社の定める容量を超えると、一定時間内に大量または多数の通信があったと弊社が認め

るとき、セッションの設定が長時間継続されたと弊社が認めるとき、または同一セッション内に大量の通信があったと弊社が認めるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。

4. 弊社は、契約者回線間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる特定のカテゴリのアプリケーションにおける通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 弊社は、契約者回線間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信を行った特定の契約者回線について、速度や通信量を制限することがあります。
6. 前5項の場合、契約者は弊社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 弊社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第10条（通信時間の測定）

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- （1）通信時間は、発信者および着信者双方が利用する契約者回線その他の回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器（相互通信の場合には協定事業者の機器を含みます）により測定します。
- （2）前号の定めにかかわらず、契約者回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第8条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第11条（通信速度等）

1. 弊社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者が使用する本SIMカード、情報通信機器（端末機器を含む）、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第12条（契約者識別番号の付与）

1. 弊社は、本サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者を識別するために弊社が指定する番号（以下「契約者識別番号」といいます）を定め、一の契約者回線に対して1つ付与します。
2. 本サービスの提供を受ける契約者は、本サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

第13条（契約者顧客への本サービスの提供）

1. 契約者は、弊社が指定する契約の締結その他弊社が定める手続を実施した場合には、本サービスに基づく電気通信サービスを契約者自身のサービス（以下「契約者サービス」といいます）として契約者顧客に提供することができるものとします。
2. 契約者が契約者サービスを契約者顧客に提供する場合、契約者は、かかる契約者サービスの提供に関する一切の責任を負担するものとし、また、契約者顧客に対して本規約に定める義務と同等の義務を課す義務を負うものとし、契約者顧客の義務の遵守について連帯して責任を負うものとします。
3. 契約者は、弊社が必要とする場合は、契約者顧客との間で締結している契約者サービスに関する契約内容等を、弊社が定める方法により報告を行うことを要するものとします。
4. 契約者は、契約者サービスを契約者顧客に提供する場合、自らの責任により、契約者顧客にかかる契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」といいます）第9条で定める契約者確認をいいます）を行うことを要するものとします。また、弊社はその違反等に基づく一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は、契約者顧客に対して、自らの責任により、契約者サービスにかかる提供条件等の説明を行うことを要するものとします。また、弊社はその不遵守等に基づく一切の責任を負わないものとします。
6. 契約者は、契約者サービスを提供する場合、自らの責任により、契約者顧客もしくは第三者からの契約者への契約者サービスの内容もしくは通信料金等に関する問い合わせ、契約者サービスにかかる故障修理の請求等もしくはその他の苦情の受付および対応等を行うことを要するものとします。

第14条（電気通信番号計画制度）

契約者が自らの役務として MEEQ SIM を再販する場合、契約者は当該役務を実施する前に電気通信番号使用計画の認定（みなし認定を含む）を受けていることを弊社に明示し、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するものとします。

第15条（確認・遵守事項）

契約者は、以下の各号に定める事項について確認し、これを遵守するものとします。

- （1）本サービスの提供開始前に、電気通信事業法の定めるところに従い契約者が国内電気通信事業者としての届出を行う必要がある場合、それが所轄省庁により受理されていること。
- （2）本サービスの提供にあたり、別途弊社が契約者に提示する諸条件（本規約の条件を含みますが、これに限られません。以下「諸条件」という）に則り、契約者の責任で契約者の契約者サービスに関する規約を契約者顧客に提示するとともに、当該契約者サービスの規約を契約者顧客に遵守させること。なお、諸条件の内容に変更があった場合は、変更後の諸条件に則り、契約者の責任で契約者顧客に説明、同意を得て、契約者サービスの提供をしなければなりません。特に、別途弊社が指定する項目については、内容を変更することなく、契約者の契約者サービスの規約に記載するものとし、弊社の諸条件に変更があった場合には、契約者は速やかに契約者サービスの規約について変更を行うものとします。
- （3）前号にもかかわらず、契約者が契約者顧客に対して遵守させた契約者サービスの規約内容と

本サービスの諸条件の内容とに相違がある場合、当該相違部分に起因する問題の責任は全て契約者が負うものとし、弊社はその一切の責任を負わないこと。

第16条（調査・報告）

1. 契約者は、弊社から契約者顧客に関する情報（氏名（名称）、住所、生年月日、電話番号又はその他の連絡先等を含みますが、これらに限られません。以下「本人特定事項」といいます）の照会を受けた場合には、速やかにこれに応じるものとします。
2. 契約者は、弊社による前項の照会に備え、一の契約者サービス毎に契約者顧客の本人特定事項を確実に調査・報告できる体制を構築するものとします。

第17条（監査）

1. 契約者は、契約者顧客の本人特定事項の情報、契約者サービスの利用者数、その他弊社が指定する契約者サービスに関する事項について正確かつ詳細な記録（以下「記録」といいます。）を作成するものとします。なお、契約者は、利用契約の終了後も5年間、当該記録を適切に保管するものとします。
2. 契約者は、利用契約の有効期間中及び利用契約の終了日から3年の間、弊社及び弊社の指定する第三者が契約者の通常の営業時間中に記録の閲覧及び複写を行い、これを監査することを認めるものとします。
3. 前項の定めに従い弊社が記録を監査した結果、本サービスに関する不正な利用を行っていたことが判明した場合、又は弊社に報告した内容に誤り（誤記等、軽微な誤りは除きます）があった場合、弊社は、直ちに契約者の本サービスの利用を停止することができるものとします。弊社は、当該サービスの利用停止について、損害賠償及び本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。なお、これらの場合、契約者は、弊社の請求に従い当該監査に要した費用および当該利用又は当該報告に不正があったときは、さらに追加で直近2年間の全ての本サービス料金総額相当額（ただし、上記の事由が解消されるまでの期間を対象とする金額に限る）を弊社に支払うものとします。なお、本条の場合にも、第34条の規定が適用されるものとします。
4. 本条第2項の定めに従い、前項以外の事項について問題点が確認された場合、弊社と契約者による協議の上、対応を決定するものとします。

第三章 端末機器およびSIM カード

第18条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

1. 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
2. 契約者は、MEEQグローバルSIMを利用する際、GSMAガイドラインに準拠していない端末機器を使用しないものとします。または第三者にGSMAガイドラインに準拠していない端末機器の使用を許可しないものとします。
3. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - （1）端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体

等を接続しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。

- (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。
- (4) その他本規約に違反するような方法、態様で端末機器を利用しないこと

第 19 条（本 SIM カードおよび ELTRES 送信端末）

1. 本サービスの利用には、本 SIM カードもしくは ELTRES 送信端末が必要となります。MEEQSIM カードは弊社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
MEEQ グローバル SIM カードの所有権は、弊社が当該カードにかかる事務手数料の全額の支払いを受領し、かつ、弊社が海外事業者契約に基づき海外電気通信事業者から当該 MEEQ グローバル SIM カードにかかる所有権の移転を受けた後に契約者に移転するものとします。（かかる支払いまで、その権限は引き続き弊社にあるものとします）
2. 本 SIM カードに関する危険負担は、本 SIM カードが引き渡された時点で契約者に移転するものとします。
3. MEEQ グローバル SIM カードは、海外電気通信事業者の所定の方法によって登録及び管理され、弊社は海外事業者契約に基づき MEEQ グローバル SIM カードを提供するものとし、海外事業者契約の規定により MEEQ グローバル SIM カードの提供を受けることができない可能性があることを契約者は予め承諾するものとします。
4. 契約者は、本 SIM カードもしくは ELTRES 送信端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5. 契約者は、本 SIM カード及び ELTRES 送信端末を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしたりしてはならないものとします。ただし、契約者が第 13 条（契約者顧客への本サービスの提供）に従って提供する契約者サービスの契約者顧客に対しては、本 SIM カードを貸与することができるものとします。この場合において、貸与する本 SIM カードの数は、一の契約者回線につき一とするものとします。
6. 契約者による本 SIM カードもしくは ELTRES 送信端末の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本 SIM カードもしくは ELTRES 送信端末の使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードもしくは ELTRES 送信端末の管理責任を負う契約者の負担とします。
7. 契約者は、本 SIM カードもしくは ELTRES 送信端末が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
8. 本 SIM カードを契約者が受領した時点で故障していた場合（初期不良である場合）に限り、弊社の負担において本 SIM カードの交換（種別の異なる本 SIM カードの交換はできないものとします。以下同じとします）をする義務を負います。なお、初期不良については、契約者が弊社より本 SIM カードを受領した時点から 30 日間を経過するまでに弊社に通知しない限り、交換を受けることができないものとし、弊社は本項に定める交換義務以外に本 SIM カードの契約不適合に

関する責任を負わないものとします。ただし、MEEQ グローバル SIM カード交換時には同じ電話番号を保証するものではありません。

9. 契約者は、本SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去してはならないものとします。
10. 契約者は、本 SIM カードに、弊社、国内電気通信事業者、海外電気通信事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。初期不良以外の事由により本 SIM カードが故障した場合は、交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、交換のための費用を弊社に支払うものとします。
11. 契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社および国内電気通信事業者ならびに海外電気通信事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、弊社、国内電気通信事業者、海外電気通信事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
12. 契約者は、本サービスに関する契約終了後、弊社が定める期日までに契約者の費用負担で MEEQSIMカードを弊社に返却するものとします。また、MEEQグローバルSIMカードは契約者の費用負担で破棄を行うものとします。
13. 本サービスに関する契約終了後、弊社は本 SIM カードに関する一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（切替）

1. 契約者は、弊社が別途定める手続に従い、MEEQSIM カードの切替（種別の異なる MEEQSIM カードへの切替とします。以下同じとします）の申込を行うことができるものとします。
2. MEEQSIM カードの切替に際して、契約者が切替後の MEEQSIM カードを受領しない場合、別途弊社の指定する期日をもって利用契約は解約されるものとし、弊社は、当該解約によって契約者に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。
3. 契約者は、切替後のMEEQSIMカードの受領日後、弊社が定める期日までに切替前のMEEQSIMカードを別途弊社が指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、切替のための費用を弊社に支払うものとします。

第 21 条（契約者識別番号の登録等）

弊社は、次の場合には、契約者の本 SIM カードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更または消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます）を行います。

- （１）本SIMカードを貸与または譲渡する場合。
- （２）その他本規約の規定により契約者識別番号を変更する場合。

第 22 条（自営端末機器）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該設備での本サービスの利用をしてはならないものとします。

3. 弊社は、前項の場合において、契約者、契約者顧客または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
4. 弊社は、契約者に対し、自営端末機器の異常等で本サービスの円滑な提供に支障がある場合、もしくは自営端末機器に対して電波発射の停止命令等があった場合、その自営端末機器、本サービス及び本SIMカードの使用を停止させることができるものとします。
5. 弊社は、本条に基づく使用の停止について、損害賠償及び本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第四章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第 23 条（提供の中断等）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、その他一切の権利を損なうことなく、また、（通知を行わないことが適法である場合）通知を行うことなく、違約金なしに、本サービスの提供を中断又は停止することがあります。
 - （1）弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - （2）第8条（通信利用の制限）または第9条（通信時間等の制限）により通信利用を制限する場合。
 - （3）国内電気通信事業者および海外電気通信事業者の提供する電気通信の契約約款により通信利用を制限する場合。
 - （4）国内電気通信事業者、海外電気通信事業者および相互接続提供者がサービスを中断又は停止した場合。
 - （5）弊社の利用するクラウドサービスを提供する事業者がクラウドサービスの提供を中断又は停止した場合。
 - （6）管轄権を有する監督当局によって命令された場合。
 - （7）その他、弊社が中断を合理的に必要と判断した場合。
2. 弊社は、本条に基づく提供の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第 24 条（契約者からの請求による利用の一時中断）

1. 弊社は、契約者から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続は、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、一時中断の解除の手続完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス（有料サービス）等の月額料）は発生します。

第 25 条（利用停止）

1. 弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、その他一切の権利を損なうことなく、また、（通知を行わないことが適法である場合）通知を行うことなく、違約金なしに、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
 - （1）契約者について、第5条（本サービスの利用申込の承諾）各号に該当したとき。
 - （2）本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - （3）本サービスの料金の支払い方法として弊社と契約者において合意された支払の仕組みが機能しないか、または弊社の事前の同意を得ることなく契約者によって無効とされたとき。
 - （4）本サービスに関する申込について、申込の内容が事実と反することが判明したとき。
 - （5）契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
 - （6）第51条（契約者確認）に定める契約者確認に応じないとき。
 - （7）第48条（禁止事項）に定める禁止行為を行ったとき。
 - （8）第22条（自営端末機器）の規定に違反し、本SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
 - （9）弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
 - （10）本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - （11）本サービスが違法な態様で使用されたとき。
 - （12）支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
 - （13）契約者が解散したとき。
 - （14）前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。
 - （15）その他、弊社が契約者の本サービスの利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合。
2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金（基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス（有料サービス）等の月額料）は発生します。
3. 弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第 26 条（弊社による利用契約の解除）

1. 弊社は、前条第1項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、本サービスの利用契約を解除することがあります。
2. 弊社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が弊社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

第 27 条（期限の利益）

前 2 条の規定に基づき、本サービスの提供が停止または本サービスの利用契約が解除された場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる本サービスの提供の停止または本サービスの利用契約の解除の日までに発生した本サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

第 28 条（解約）

1. 契約者は、弊社が別途定める手続に従い、利用契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める解約手続に基づく本サービスの提供終了時点は、当該解約手続が完了した月の末日とします。
3. 本SIMカードの交換に際して、交換対応後の本SIMカードを受領いただけない場合は、別途弊社の指定する期日をもって利用契約は解約されるものとします。

第五章 料金

第 29 条（料金）

1. 本サービスの料金は、基本使用料、通信料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能サービス料等、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
2. 契約者が第 48 条に違反して相互接続提供者のネットワークを使用するかまたは第三者に使用を許可した結果として、相互接続提供者から弊社に対して、ローミングの費用、料金その他の違約金が発生した場合、契約者は弊社に対し、関連する相互接続提供者より弊社に課される一切の費用、料金および違約金を全額支払う義務を負うものとします。
3. MEEQ for ELTRES 契約者は、弊社に対し、利用契約にて定める料金を支払うものとします。この場合において、初期費用の支払い義務は本サービスの新規又は変更申込を弊社が承諾した時点で発生し、サービス利用料の支払い義務は利用期間開始日に発生するものとします。なお、サービス利用料は、利用期間開始日の翌月 1 日から発生します。

MEEQ for ELTRES の利用期間は、利用契約毎に利用期間開始日から 12 か月後の月末までとします。

利用期間満了の 3 か月前までに契約者又は弊社のいずれかから何らの書面による申し出もない時は、利用契約は同条件にて更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後の利用期間満了に際しても同様とします。

第 30 条（基本使用料等の支払義務）

1. 契約者は、利用契約に基づいて弊社が本サービスの提供を開始した日から利用契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、別紙料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 2（付加機能サービス料）、第 5（ユニバーサルサービス料）および第 6（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

MEEQ グローバル SIM の場合には第 5（ユニバーサルサービス料）および第 6（電話リレーサービ

ス料)は除きます。

2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能サービス料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます）の支払いは次のとおりとします。

- (1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。
- (2) 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第31条（通信料の算定）

1. 契約者は、次の通信について、第10条（通信時間の測定）の規定により測定した通信時間、情報量または通信回線と料金表第1表第3（通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

区別	
1 ワイヤレスデータ通信	ア 契約者回線から行った通信 イ 契約者回線へ着信した通信

2. 契約者は、通信に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第3（通信料）の規定に基づいて算定した料金額の支払いを要します。

第32条（手続に関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込または手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4（手続に関する料金）に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前に利用契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第33条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第34条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当

額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第35条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第36条(料金等の変更)

弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、本サービスの料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、本サービスの料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本サービスの料金およびその支払方法の変更に關する通知の日から起算して8日以内に、契約者は本サービスの利用の終了を申し入れることができるものとします。

第六章 損害賠償

第37条(本サービスの利用不能による損害)

1. 弊社は、本サービスのうちMEEQSIMにかかるサービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします)にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、弊社は、本サービスのうちMEEQSIMにかかるサービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る合計額(基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス(有料サービス)等の月額料)を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
3. 弊社は、本サービスのうちMEEQグローバルSIMにかかるサービスにおいて、何らかの理由により同サービスを提供できない場合、同サービスが提供できないか、または、提供されていないという事実を認識してから可及的速やかに、契約者に書面にて通知するものとする。当該通知には、弊社が知っている場合、本件サービスが提供されない予定期間の予測を記載するとともに、契約者がどのような措置(もしあれば)を講じる必要があるかを判断できるような情報を記載するものとします。なお、弊社は、弊社の故意または重過失がある場合を除き、同サービスを提供できない結果契約者に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。

第 38 条（免責）

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
2. 弊社は、本規約等の変更により自営端末機器もしくはELTRES送信端末の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
3. MEEQグローバルSIMにかかるネットワークへの接続については、弊社を介さずに、海外電気通信事業者又は相互接続提供者から直接契約者に提供されるものであり、弊社は、当該接続が可能であること、接続が停止されないことその他当該接続に関する事項について一切保証しないものとします。

第 39 条（損害賠償額の上限）

1. 弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害の範囲（逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとする。）に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスのうちMEEQグローバルSIMにかかるサービスに関して弊社が契約者に対して責任を負う場合の弊社の責任は、海外事業者契約に基づいて弊社が当該海外電気通信事業者から現実受領した損害賠償額を上限とします。

第七章 保守

第 40 条（電気通信設備の維持責任）

1. 弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60 年郵政省令第30 号）に適合するよう維持します。
2. MEEQ for ELTRESの電気通信設備は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が事業用電気通信設備規則（昭和60 年郵政省令第30 号）に適合するように維持します。
MEEQ for ELTRESの電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、特定の時間内の修理または復旧を保証するものではありません。
3. 前項の場合において、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、別表4に定める電気通信設備を優先して修理または復旧するものとします。

第 41 条（契約者の維持責任）

1. 契約者は、端末機器を、弊社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定によるほか、契約者は、端末機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。
3. 相互接続提供者の遵守及び協力を条件として、十分な信号伝送容量及び相互接続点から全てのモバイルサービス（モバイルデータ及び適切なGRXの容量を含む。）に関して、弊社が指定するネットワークへの接続性の向上を確保するよう維持していただきます。

第 42 条（契約者の切分責任）

契約者は、端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他弊社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末機器に故障のないことを確認のうえ、弊社に修理の請求をしていただきます。

第 43 条（修理または復旧）

1. 弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 前項の場合において、弊社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、別表 4 に定める電気通信設備を優先して修理または復旧します。また、この場合において、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 44 条（保証の限界）

1. 弊社は、通信の利用に関し、弊社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに契約不適合の状態が一切ないことを保証することはできません。

第 45 条（サポート）

1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。
2. 弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第八章 雑 則

第 46 条（秘密保持）

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、弊社又は契約者が、相手方より書面（電磁的方法を含みます。以下、本条において同じ。）、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、そ

の他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 弊社及び契約者は、秘密情報を本サービスの提供又は利用の目的のみに利用するとともに、相手方の承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、弊社又は契約者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

第 47 条（契約者の責任）

- 1. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本サービスを通じて発信する情報、および本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、契約者顧客、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
- 2. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、契約者顧客、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者と他の契約者または契約者顧客または第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第 48 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) **GSMA**ガイドライン、電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準に準拠していない方法で端末機器を使用する行為。
- (2) 利用する国によっては、連邦通信委員会（FCC）の規則または無線通信機器のCEマーキング（CEマーク）に相当する適用法および規制によって確立された技術基準に準拠していない方法で端末デバイスを使用する行為。
- (3) 国内電気通信事業者、海外電気通信事業者、相互接続提供者によって禁止されている行為。
- (4) 他国へのデータ送信や永続的なローミングなど、使用する国で適用される法律および規制によって禁止されている行為。
- (5) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (6) 財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (7) 差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
- (8) 詐欺、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
- (9) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載も

しくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。

- (10) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
- (11) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
- (12) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (13) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
- (14) 公職選挙法に違反する行為。
- (15) 本サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (16) 無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (17) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (18) 他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (19) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介または誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
- (20) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の契約者もしくは第三者に危害のおよぼおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (21) Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他者のID等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
- (22) 法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (23) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (24) 前各号に該当するおそれがあると弊社が合理的に判断する行為。
- (25) その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。

第 49 条（位置情報の送出）

1. 国内電気通信事業者または海外電気通信事業者がワイヤレスデータ通信に係る弊社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその弊社に係る電気通信設備から国内電気通信事業者、海外電気通信事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ弊社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
2. 前項の規定によるほか、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条にお

いて同じとします)を、国内電気通信事業者または海外電気通信事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3. 弊社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第50条 (情報の収集)

弊社は、契約者に本サービス及び本サービスに関連する技術サポートや情報提供等に必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第51条 (契約者確認)

弊社は、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします)を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第52条 (契約者情報の取り扱い)

1. 利用希望者は、第4条(本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始)の諸手続において、弊社からの契約者情報(会社名、住所、メールアドレス等の、契約者を認識もしくは特定できる情報をいいます。以下この条において同じとします)の提供の要請に応じて、正確な契約者情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
2. 契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
3. 弊社は、契約者情報および履歴情報(弊社に記録される契約者による本サービスの利用履歴をいいます。以下この条において同じとします)を、善良なる管理者としての注意を払って管理します。
4. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
5. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第7号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします
 - (1) 弊社が契約者に対し、本サービスの追加または変更の案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
 - (2) 弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは契約者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
 - (3) 弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
 - (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。

- (5) 第29条（料金）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該契約情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にしたうえで当該決済に必要な契約情報のみを金融機関等に提供します。
- (6) クレジットカードその他決済手段の第三者による不正使用の脅威を特定し、かかる脅威から契約者および弊社を保護する目的での分析および対策を実施する場合。なお、この場合において、契約者の決済手段がクレジットカードの場合には、弊社は、契約者情報および履歴情報の一部を契約者が利用しているクレジットカード会社に提供します。契約者が利用しているクレジットカード会社が外国にある場合、契約者情報および履歴情報の一部が、クレジットカード会社の所在する国・地域に移転される場合があります。弊社では、契約者情報および履歴情報の一部からは、ご利用のクレジットカード会社及び当該クレジットカード会社が所在する国・地域を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することはできません。クレジットカード会社が所在する国・地域の名称・当該国・地域の個人情報保護制度に関する情報・クレジットカード会社の個人情報保護の措置 ※各国・地域における個人情報保護制度に関する情報は、以下のページをご確認ください。

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)

- (7) 契約者から事前に同意を得た場合。
6. 前項第1号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
7. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続に従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。

第53条（他の電気通信事業者への情報の通知）

契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、弊社が、弊社以外の国内電気通信事業者又は海外電気通信事業者からの請求に基づき、会社名、住所、契約者識別番号、支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、弊社が別に定めるものに限り）を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

第54条（本サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加および廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第55条（本サービスの技術仕様等の変更等）

1. 弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本SIMカードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。
2. 本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て弊社又は弊社にライセンスを許諾している者に

帰属しており、本規約に基づく本サービスの提供は、本規約において明示されているものを除き、本サービスに関する弊社又は弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。契約者は、いかなる理由によっても弊社又は弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

第 56 条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社及び契約者は、相手方に対し、本サービスの利用契約締結日時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第 2 条第 2 号に定義される暴力団、暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 弊社及び契約者は、本規約に基づく履行に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、保証するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為。
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - （3）脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為。
 - （5）その他前各号に準ずる行為。
3. 弊社及び契約者は、相手方が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本規約に基づく履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービスの利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき本サービスの利用契約を解除した当事者は、本サービスの利用契約を解除したことに起因して相手方に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 弊社及び契約者は、本条第 3 項に定めるいずれかの場合に該当したときは、相手方の請求により、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第 57 条（譲渡禁止）

契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第 58 条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はそ

の影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 59 条（存続条項）

1. 利用契約が終了した場合といえども、第7条第2項、第8条第4項、第9条第6項、第13条第2項から第6項まで、第15条、第17条第3項、第19条、第20条第2項及び第3項、第22条第3項、第23条第2項、第24条第4項、第25条第2項及び第3項、第27条、第29条から第35条まで（但し、未払金がある場合に限る。）、第37条から第39条まで、第44条、第47条、第49条、第55条、第56条第4項及び第5項並びに第57条から第62条までは引き続き効力を有するものとします。
2. 第46条の秘密保持義務は、利用契約の終了後3年間存続するものとします。

第 60 条（協議）

弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 61 条（合意管轄）

契約者と弊社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 62 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

第 63 条（異議のある請求書）

1. 契約者は、契約者が合理的かつ誠実に行為する形で請求書につき異議を申立て、かつ、契約者が弊社に対して、当該請求書につき異議を述べる理由を示す合理的な証拠を提供している場合に限り、当該請求書に基づいて支払い期限が到来するすべての支払いを留保する権利を有します。
2. 異議のある請求書に関して、契約者は、当該異議のある請求書に係る契約者の異議を記載した書面または電子メールによる通知を行うものとします。当該通知には以下の情報を記載するものとします。
 - （1）異議のある請求書の日付及び番号
 - （2）異議の対象となる金額
 - （3）異議のある請求書の計算が不正確であるとする理由
 - （4）契約者が適切と考える裏付け書類
3. 異議のある請求書に関する通知が契約者により当該請求書の支払期日までに送付されなかった場合、当該通知は無効とされ、契約者は、支払期限が到来して支払うべき全ての金額につき、支払義務を負います。
4. 弊社および契約者は、異議のある請求書に関して実施される調査に関連して可能な限り最大限協力することに合意し、適正な調査の結果、契約者について支払われるべきであると事後的に判明した金額は、当事者らの間で異議が別途解決された日から 60 日以内に支払われるものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、請求書に含まれる異議のない金額は、当該請求書の支払期日に期限が到来し支払義務が生じるものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 弊社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます）で料金を定めます。

(注) この料金表に規定する税抜額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます）は消費税法第 63 条に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

- 2 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、別段の定めがある場合を除き、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、弊社が定める方法により計算するものとします。

- 3 弊社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。
- 4 弊社は、MEEQ グローバル SIM サービスに係る料金については、協定世界時（UTC）の時刻で計算します。
- 5 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。
- 6 MEEQ グローバル SIM サービスに係る料金のうち、料金が US ドルのものについては、弊社の定める方法により請求月毎に円に換算して請求します。

(注) 請求書に記載の通信量を基に請求させていただきます。MEEQ コンソール上で表示されている通信量は目安となります。

(端数処理)

- 7 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。
- 8 弊社は、MEEQ グローバル SIM サービスでの通信量の計算において、1MB 未満の端数が生じた場合は、回線毎にその端数を 1MB に切り上げます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金について、弊社が指定する場所において又は送金により支払っていただきます。
- 10 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 11 第 29 条（料金）から第 32 条（手続に関する料金の支払義務）までの規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、税込額のみで定める場合の料金については、この限りではありません。

(基本使用料の課金開始)

- 12 MEEQ SIM インターネット接続及び MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続については、各 SIM の

アクティベーションが行われた日より料金プランの基本使用料が課金開始されます。(初月は無料となります)

アクティベーションは、データ通信を開始するか MEEQ コンソール上でのアクティベーション操作によって実施可能です。

- 13 MEEQ グローバル SIM については、各 SIM のアクティベーションが行われた日より料金プランの基本使用料が課金開始されます。

アクティベーションは、データ通信を開始するか MEEQ コンソール上でのアクティベーション操作によって実施可能です。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用																																										
(1) 料金プラン	ア 料金プランには、次の種別があります。 (ア) 共通プラン (a) MEEQ SIM インターネット接続 <table> <tr> <th>プラン名称</th><th>概要</th></tr> <tr> <td>定額低速プラン (D)</td><td rowspan="3">ポストペイド型のプランです(低速通信向け)。</td></tr> <tr> <td>定額低速プラン (K)</td></tr> <tr> <td>定額低速プラン (S)</td></tr> <tr> <td>定額 10MB プラン (D)</td><td rowspan="6">月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(小容量向け)。</td></tr> <tr> <td>定額 10MB プラン (K)</td></tr> <tr> <td>定額 10MB プラン (S)</td></tr> <tr> <td>定額 100MB プラン (D)</td></tr> <tr> <td>定額 100MB プラン (K)</td></tr> <tr> <td>定額 100MB プラン (S)</td></tr> <tr> <td>定額 1GB プラン (D)</td><td rowspan="9">月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(汎用容量向け)。</td></tr> <tr> <td>定額 1GB プラン (K)</td></tr> <tr> <td>定額 1GB プラン (S)</td></tr> <tr> <td>定額 3GB プラン (D)</td></tr> <tr> <td>定額 3GB プラン (K)</td></tr> <tr> <td>定額 3GB プラン (S)</td></tr> <tr> <td>定額 9GB プラン (D)</td></tr> <tr> <td>定額 9GB プラン (K)</td></tr> <tr> <td>定額 9GB プラン (S)</td></tr> <tr> <td>定額 40GB プラン (D)</td><td rowspan="3">月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(大容量向け)。</td></tr> <tr> <td>定額 40GB プラン (K)</td></tr> <tr> <td>定額 40GB プラン (S)</td></tr> </table> (b) MEEQ SIM 検証用 <table> <tr> <th>プラン名称</th><th>概要</th></tr> <tr> <td>検証 SIM 低速プラン(200MB) (256kbps) (D)</td><td>プリペイド型のプランです(低速通信向け)。</td></tr> <tr> <td>検証 SIM プラン(200MB)(LTE) (D)</td><td>プリペイド型のプランです(高速通信向け)。</td></tr> </table> (c) MEEQ グローバル SIM インターネット接続 <table> <tr> <th>プラン名称</th><th>概要</th></tr> <tr> <td>国内従量プラン</td><td>月間使用制限のないポストペイド型の従量課金プランです。 国内のみ利用可能です。</td></tr> <tr> <td>グローバル従量プラン</td><td>月間使用制限のないポストペイド型の従量課金プランです。 日本および海外で利用可能です。</td></tr> <tr> <td>グローバル従量プラン L</td><td>月間使用制限のないポストペイド型の従量課</td></tr> </table>	プラン名称	概要	定額低速プラン (D)	ポストペイド型のプランです(低速通信向け)。	定額低速プラン (K)	定額低速プラン (S)	定額 10MB プラン (D)	月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(小容量向け)。	定額 10MB プラン (K)	定額 10MB プラン (S)	定額 100MB プラン (D)	定額 100MB プラン (K)	定額 100MB プラン (S)	定額 1GB プラン (D)	月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(汎用容量向け)。	定額 1GB プラン (K)	定額 1GB プラン (S)	定額 3GB プラン (D)	定額 3GB プラン (K)	定額 3GB プラン (S)	定額 9GB プラン (D)	定額 9GB プラン (K)	定額 9GB プラン (S)	定額 40GB プラン (D)	月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(大容量向け)。	定額 40GB プラン (K)	定額 40GB プラン (S)	プラン名称	概要	検証 SIM 低速プラン(200MB) (256kbps) (D)	プリペイド型のプランです(低速通信向け)。	検証 SIM プラン(200MB)(LTE) (D)	プリペイド型のプランです(高速通信向け)。	プラン名称	概要	国内従量プラン	月間使用制限のないポストペイド型の従量課金プランです。 国内のみ利用可能です。	グローバル従量プラン	月間使用制限のないポストペイド型の従量課金プランです。 日本および海外で利用可能です。	グローバル従量プラン L	月間使用制限のないポストペイド型の従量課
プラン名称	概要																																									
定額低速プラン (D)	ポストペイド型のプランです(低速通信向け)。																																									
定額低速プラン (K)																																										
定額低速プラン (S)																																										
定額 10MB プラン (D)	月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(小容量向け)。																																									
定額 10MB プラン (K)																																										
定額 10MB プラン (S)																																										
定額 100MB プラン (D)																																										
定額 100MB プラン (K)																																										
定額 100MB プラン (S)																																										
定額 1GB プラン (D)	月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(汎用容量向け)。																																									
定額 1GB プラン (K)																																										
定額 1GB プラン (S)																																										
定額 3GB プラン (D)																																										
定額 3GB プラン (K)																																										
定額 3GB プラン (S)																																										
定額 9GB プラン (D)																																										
定額 9GB プラン (K)																																										
定額 9GB プラン (S)																																										
定額 40GB プラン (D)	月間使用総量制限のある、ポストペイド型のプランです(大容量向け)。																																									
定額 40GB プラン (K)																																										
定額 40GB プラン (S)																																										
プラン名称	概要																																									
検証 SIM 低速プラン(200MB) (256kbps) (D)	プリペイド型のプランです(低速通信向け)。																																									
検証 SIM プラン(200MB)(LTE) (D)	プリペイド型のプランです(高速通信向け)。																																									
プラン名称	概要																																									
国内従量プラン	月間使用制限のないポストペイド型の従量課金プランです。 国内のみ利用可能です。																																									
グローバル従量プラン	月間使用制限のないポストペイド型の従量課金プランです。 日本および海外で利用可能です。																																									
グローバル従量プラン L	月間使用制限のないポストペイド型の従量課																																									

		金プランです。 日本および海外で利用可能です。 (グローバル従量プランより多くの国で使用 可能です)
	休止プラン	長期的に通信不可にすることが可能なプラン です。
	(イ) 独自プラン	
	(a) MEEQ SIM インターネット接続 契約により定めます。	
	(b) MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続 契約により定めます。	
	(c) MEEQ SIM 検証用 契約により定めます。	
	(d) MEEQ グローバル SIM インターネット接続 契約により定めます。	
	(e) MEEQ グローバル SIM 閉域ネットワーク接続 契約により定めます。	
	(f) MEEQ for ELTRES ELTRES IoT ネットワークサービスに準拠し、契約により定めます。	
	イ 契約者は、複数の料金プランを選択することができます。なお、契約内容によって選 択できる料金プランに限られます。	
	ウ MEEQSIM のプランの場合は、契約内容に定めがある料金プランを除き、契約開始 月の基本使用料は、支払いを要しないものとします。 ただしアクティベーションには期限があり、期限を超過した場合には 30 日単位で 自動延長され、アクティベーション期限自動延長手数料が発生します。	
	エ MEEQ グローバル SIM で通信を開始した場合は、契約開始日からの累計の通信デー タ量が 10KB を超過した日の当月から基本使用料の支払いを要します。 通信データ量が累計で 10KB に満たない場合でも、契約開始日から 1 年を経過した 日の当月からは基本使用料の支払いを要します。 (MEEQ コンソール上でアクティベーション操作を実施した場合には、通信の有無 に関わらずその月から基本使用料の支払いを要します)	
オ 契約者は、MEEQ SIM インターネット接続と MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続に おいて、「年払い」の支払い方法を選択することで MEEQ SIM の基本使用料金の支 払いを「年払い」とすることができます。 「年払い」となる MEEQ SIM の場合、契約者は指定した締月までの月数分の基本使 用料を最初の請求月に一括して支払うこと、及び次の締月に 12 か月分の基本使用料 を一括して支払うことを要します。 「年払い」となる MEEQ SIM を解約した場合、次の締月までの基本使用料の返金は できないものとします。 「年払い」となる MEEQ SIM は弊社発送日が契約開始日となります。ただし、契約開 始月の基本使用料については支払いを要しないものとします。		
(2)閉域プラン	ア MEEQ 閉域ネットワークプランには、以下の種別があります。	
	プラン名称	概要

	SIM コネクト	SIM 間の折り返し通信を提供します。
	VPN-ゲートウェイ	VPN 用のゲートウェイを提供します。
	ダイレクト-ゲートウェイ	契約者の環境と相互接続するゲートウェイを提供します。
	ダイレクト-ゲートウェイ（追加閉域網）	既存のダイレクト-ゲートウェイのポートを利用した追加の閉域網を提供します。
	イ MEEQ グローバル閉域ネットワークプランには、以下の種別があります。	

プラン名称	概要
VPN-ゲートウェイ	VPN 用のゲートウェイを提供します。

ウ	契約者は、閉域網の構築の仕方に応じて MEEQ 閉域ネットワークプランまたは MEEQ グローバル閉域ネットワークプランを選択していただく必要があります。
---	---

(3)帯域プラン	契約者は、MEEQ 帯域のご利用にあたり、国内電気通信事業者ごとに帯域単位で契約をしていただきます。
----------	--

(4)パケットシェアプラン	パケットシェア契約により、基本データ量と基本データ料金および超過データ料金を定めます。
---------------	---

(5) 損害賠償額等の算定に係る適用	ワイヤレスデータ通信の提供を受けるプランで通信が利用できなかった場合において、第 30 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 2 号の表に規定する支払いを要しない料金および第 37 条（本サービスの利用不能による損害）第 2 項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額は各プランの基本使用料の額とみなします。
--------------------	--

2 料金額

(1) 料金プラン

(a) MEEQ SIM インターネット接続

1 契約ごとに

料金プラン	プラン名称	月額料金
共通プラン	定額低速プラン (D)	490 円
	定額低速プラン (K)	490 円
	定額低速プラン (S)	490 円
	定額 10MB プラン (D)	130 円
	定額 10MB プラン (K)	130 円
	定額 10MB プラン (S)	130 円
	定額 100MB プラン (D)	230 円
	定額 100MB プラン (K)	230 円
	定額 100MB プラン (S)	230 円
	定額 1GB プラン (D)	620 円
	定額 1GB プラン (K)	620 円
	定額 1GB プラン (S)	620 円
	定額 3GB プラン (D)	880 円
	定額 3GB プラン (K)	880 円
	定額 3GB プラン (S)	880 円
	定額 9GB プラン (D)	1,980 円
	定額 9GB プラン (K)	1,980 円
	定額 9GB プラン (S)	1,980 円
	定額 40GB プラン (D)	6,800 円

	定額 40GB プラン (K)	6,800 円
	定額 40GB プラン (S)	6,800 円
独自プラン	契約により定めます	契約により定めます

(b) MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続

契約により定めます。

(c) MEEQ SIM 検証用

1 契約ごとに

料金プラン	プラン名称	月額料金
共通プラン	検証 SIM 低速プラン (200MB) (256kbps) (D)	無料
	検証 SIM プラン (200MB) (LTE) (D)	無料

(d) MEEQ グローバル SIM インターネット接続

1 契約ごとに

料金プラン	プラン名称	月額料金
共通プラン	国内従量プラン	0.38USD
	グローバル従量プラン	0.54USD
	グローバル従量プラン L	0.62USD
休止プラン	休止プラン	無料
独自プラン	契約により定めます	契約により定めます

(e) MEEQ グローバル SIM 閉域ネットワーク接続

契約により定めます。

(f) MEEQ for ELTRES

契約により定めます。

(2) 閉域プラン

ア MEEQ 閉域ネットワーク

1 契約ごとに

プラン名称	閉域網運用料
SIM コネクト	9,800 円/月
VPN-ゲートウェイ	19,800 円/月
ダイレクト-ゲートウェイ	39,800 円/月
ダイレクト-ゲートウェイ (追加閉域網)	19,800 円/月

イ MEEQ グローバル閉域ネットワーク

1 契約ごとに

プラン名称	閉域網工事料	閉域網運用料
VPN-ゲートウェイ	4,000USD	1,000USD/月

(3) 帯域プラン

1 契約ごとに

プラン名称	費目名および料金
契約により定めます	契約により定めます

(4) パケットシェアプラン

1 契約ごとに

プラン名称	費目名および料金
契約により定めます	契約により定めます

第2 付加機能サービス料

1 適用

付加機能サービス料の適用							
(1) データチャージ	データチャージには次の種別があり、MEEQ SIM インターネット接続および MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続にてご利用いただけます。 (a) 共通データチャージ <table> <tr> <th>チャージ名称</th><th>概要</th></tr> <tr> <td>100MB チャージ</td><td rowspan="3">それぞれ定まったデータ量のチャージです。</td></tr> <tr> <td>500MB チャージ</td></tr> <tr> <td>1GB チャージ</td></tr> </table> (b) 独自データチャージ データ容量や通信速度等、お客様独自のデータチャージを別途契約により定めてご利用いただけます。	チャージ名称	概要	100MB チャージ	それぞれ定まったデータ量のチャージです。	500MB チャージ	1GB チャージ
チャージ名称	概要						
100MB チャージ	それぞれ定まったデータ量のチャージです。						
500MB チャージ							
1GB チャージ							
(2) グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4)	MEEQ SIM インターネット接続にてご利用いただけます。 グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4) を申し込んだ状態で、アクティベーション期限を延長した場合、アクティベート期限延長グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4) 料金が発生します。						
(3) プライベート固定 IP アドレス変更	MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続にてご利用いただけます。						
(4) 閉域プランオプション	閉域プランオプションには次の種別があり、MEEQ 閉域ネットワークにてご利用いただけます。 <table> <tr> <th>オプション名称</th><th>概要</th></tr> <tr> <td>インターネットオプション</td><td>閉域網からインターネットに接続することができます。</td></tr> </table>	オプション名称	概要	インターネットオプション	閉域網からインターネットに接続することができます。		
オプション名称	概要						
インターネットオプション	閉域網からインターネットに接続することができます。						
(5) 閉域網オプション	閉域網オプションには次の種別があり、MEEQ 閉域ネットワークにてご利用いただけます。 <table> <tr> <th>オプション名称</th><th>概要</th></tr> <tr> <td>接続 PW 変更</td><td>接続パスワードを変更します。</td></tr> <tr> <td>DNS 変更</td><td>DNS の変更を行います。</td></tr> </table>	オプション名称	概要	接続 PW 変更	接続パスワードを変更します。	DNS 変更	DNS の変更を行います。
オプション名称	概要						
接続 PW 変更	接続パスワードを変更します。						
DNS 変更	DNS の変更を行います。						
(6) IMEI ロック	MEEQ SIM インターネット接続および MEEQ SIM 閉域ネットワークサービスにてご利用いただけます。						

(7) 帯域トラフィックレポート	MEEQ 帯域にてご利用いただけます。
(8) 5G オプション	MEEQ SIM インターネット接続、MEEQ 帯域かつ、(D)プラン、(K)プランにてご利用いただけます。

2 料金額

(1) データチャージ

(a) 共通データチャージ

チャージ名称	単位	データチャージ料金
100MB チャージ	チャージ申出 1 回あたり	300 円
500MB チャージ	チャージ申出 1 回あたり	500 円
1GB チャージ	チャージ申出 1 回あたり	750 円

(b) 独自データチャージ

チャージ名称	単位	データチャージ料金
契約により定めます	契約により定めます	契約により定めます

(2) グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4)

単位	月額料金
1 契約ごとに	500 円

(3) プライベート固定 IP アドレス変更

契約により定めます。

(4) 閉域プランオプション

オプション名称	単位	費目名および料金
インターネットオプション	1 契約ごとに	契約により定めます

(5) 閉域網オプション

オプション名称	単位	費目名および料金
接続 PW 変更	1 契約ごとに	100,000 円
DNS 変更		
BGP 接続情報・広報経路変更		
インターネットオプション追加・削除		

(6) IMEI ロック

オプション名称	単位	料金
IMEI ロック	申出 1 回ごとに	10 円

(7) 帯域トラフィックレポート

オプション名称	単位	月額料金
帯域トラフィックレポート	1 契約ごとに	3,000 円

(8) 5G オプション

オプション名称	月額料金
5G オプション	無料オプションとしてご利用いただけます

第3 通信料

1 適用

通信料の適用															
(1) 通信の条件	ア 契約者は、ワイヤレスデータ通信をご利用いただけます。ただし、通信の相手方の状況により、利用できない場合があります。 イ 次の各プランについては、プラン毎に定める条件に該当したことを弊社が確認した後の通信について、速度を制限させていただく場合がございます。 (a) MEEQ SIM インターネット接続 <table> <tr> <th>プラン名称</th><th>条件および制限速度</th></tr> <tr> <td>定額 10MB プラン (D) / 定額 10MB プラン (K) / 定額 10MB プラン (S)</td><td>1 料金月における累計の通信データ量が 10MB を超えた場合、通信が切断されます。</td></tr> <tr> <td>定額 100MB プラン (D) / 定額 100MB プラン (K) / 定額 100MB プラン (S)</td><td>1 料金月における累計の通信データ量が 100MB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 32kbps に制限されます。</td></tr> <tr> <td>定額 1GB プラン (D) / 定額 1GB プラン (K) / 定額 1GB プラン (S)</td><td>1 料金月における累計の通信データ量が 1GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。</td></tr> <tr> <td>定額 3GB プラン (D) / 定額 3GB プラン (K) / 定額 3GB プラン (S)</td><td>1 料金月における累計の通信データ量が 3GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。</td></tr> <tr> <td>定額 9GB プラン (D) / 定額 9GB プラン (K) / 定額 9GB プラン (S)</td><td>1 料金月における累計の通信データ量が 9GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。</td></tr> <tr> <td>定額 40GB プラン (D) / 定額 40GB プラン (K) / 定額 40GB プラン (S)</td><td>1 料金月における累計の通信データ量が 40GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。</td></tr> </table>	プラン名称	条件および制限速度	定額 10MB プラン (D) / 定額 10MB プラン (K) / 定額 10MB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 10MB を超えた場合、通信が切断されます。	定額 100MB プラン (D) / 定額 100MB プラン (K) / 定額 100MB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 100MB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 32kbps に制限されます。	定額 1GB プラン (D) / 定額 1GB プラン (K) / 定額 1GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 1GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。	定額 3GB プラン (D) / 定額 3GB プラン (K) / 定額 3GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 3GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。	定額 9GB プラン (D) / 定額 9GB プラン (K) / 定額 9GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 9GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。	定額 40GB プラン (D) / 定額 40GB プラン (K) / 定額 40GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 40GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。
プラン名称	条件および制限速度														
定額 10MB プラン (D) / 定額 10MB プラン (K) / 定額 10MB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 10MB を超えた場合、通信が切断されます。														
定額 100MB プラン (D) / 定額 100MB プラン (K) / 定額 100MB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 100MB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 32kbps に制限されます。														
定額 1GB プラン (D) / 定額 1GB プラン (K) / 定額 1GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 1GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。														
定額 3GB プラン (D) / 定額 3GB プラン (K) / 定額 3GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 3GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。														
定額 9GB プラン (D) / 定額 9GB プラン (K) / 定額 9GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 9GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。														
定額 40GB プラン (D) / 定額 40GB プラン (K) / 定額 40GB プラン (S)	1 料金月における累計の通信データ量が 40GB を超えた場合および、一定期間における累積の通信データ量が弊社の定める数値を超えたことを弊社が確認した場合、通信速度が 128kbps に制限されます。														

<

2 料金額

(1) MEEQ SIM

基本使用料に含まれます。

(2) MEEQ グローバル SIM

1 MB あたりの従量制になります。使用量の上限はありません。1 MB を 1000KB で計算しています。

1 契約ごとに

料金プラン	プラン名称	通信費用
共通プラン	国内従量プラン	0.03USD/MB
	グローバル従量プラン	0.04USD/MB
	グローバル従量プラン L	0.40USD/MB
独自プラン	契約により定めます	契約により定めます

第 4 手続に関する料金

1 適用

手続に関する料金の適用	
(1) 初期費用	契約の申込をし、その承諾を受けたときに支払いを要する事務手数料です。
(2) 閉域網工事費用	閉域網工事の申込をし、その承諾を受けた後、閉域工事の際に支払いを要する費用です。
(3) 帯域工事費用	帯域工事の申込をし、その承諾を受けた後、帯域工事の際に支払いを要する費用です。
(4) SIM カード切替手数料	本 SIM カード種別を変更する際に、支払いを要する事務手数料です。MEEQ SIM インターネット接続および MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続にてご利用いただけます。

(5) SIM カード有償交換手数料	本 SIM カードを再発行する際に、支払いを要する事務手数料です。MEEQ SIM インターネット接続および MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続にてご利用いただけます。
(6) 休止プラン変更事務手数料	MEEQ グローバル SIM カードで利用休止の申込をした際に、支払いを要する事務手数料です。MEEQ グローバル SIM インターネット接続および MEEQ グローバル SIM 閉域ネットワーク接続にてご利用いただけます。
(7) 休止プラン年間手数料	休止プランのご利用は最大 1 年で 1 年毎に延長可能です。 1 年経過後は自動的に延長され、年間手数料が発生します。 MEEQ グローバル SIM インターネット接続および MEEQ グローバル SIM 閉域ネットワーク接続にてご利用いただけます。
(8) アクティベーション期限自動延長手数料	MEEQ SIM カードのアクティベーション期限を延長する為の手数料です。MEEQ SIM カードのアクティベーション期限は、SIM の着荷日の翌日から起算し 30 日間となり、その 30 日間を過ぎるとアクティベーション期限はさらに 30 日間自動延長され、その後も通信が開始されるまで自動延長のたびに延長料金の支払いを要します。 ※MEEQ SIM カードのみ適用される手数料です。
(9) アクティベーション期限延長グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4) 料金	グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4) を申込んだ状態で、MEEQ SIM カードのアクティベーション期限を延長した場合に、アクティベーション期限自動延長手数料と共に発生する料金です。
(10) MEEQ グローバル SIM 独自プラン作成費用	MEEQ グローバル SIM の独自プラン作成の申込をし、その承諾を受けたときに支払いを要する作成費用です。
(10) SIM カード有償交換手数料の適用除外	本 SIM カードを再発行する場合において、本 SIM カードの初期不良、およびユーザーの責によらない不良による再発行の際には、SIM カード有償交換手数料は、(4)欄および 2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。
(11) 手続きに関する料金の減免	弊社は、(1)(3)(4)欄および 2 (料金額) の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

2 料金額

(1) 初期費用

1 契約ごとに

プラン種別	サービス種別	事務手数料
共通プラン	MEEQ SIM インターネット接続	2,500 円
	MEEQ グローバル SIM インターネット接続	2,500 円
	MEEQ SIM 検証用	無料
独自プラン	MEEQ SIM インターネット接続	契約により定めます
	MEEQ グローバル SIM インターネット接続	
	MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続	
	MEEQ for ELTRES	
閉域プラン	MEEQ 閉域ネットワーク	契約により定めます

付加機能サービス	単位	事務手数料
----------	----	-------

グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4)	1 契約ごとに	1,000 円
-----------------------------	---------	---------

(2) 閉域網工事費用

プラン名称	閉域網工事料
SIM コネクト	100,000 円
VPN-ゲートウェイ	100,000 円
ダイレクト-ゲートウェイ	400,000 円 インターフェース種別が 1000BASE-SX/1000BASE-T の場合の 料金となります。詳細またはその他の種別についてはご相談く ださい。
ダイレクト-ゲートウェイ (追加閉域網)	100,000 円

(3) 帯域工事費用

契約により定めます

(4) SIM カード切替手数料

1 枚ごとに 2,500 円

(5) SIM カード有償交換手数料

1 枚ごとに 2,500 円

(6) 休止プラン変更事務手数料

申出 1 回ごとに 2.0USD

(7) 休止プラン年間手数料

1 契約ごとに 1.7 USD (1 年ごと)

(8) アクティベーション期限自動延長手数料

1 契約ごとに 120 円

(9) アクティベート期限延長グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4) 料金

1 契約ごとに 500 円

(10) MEEQ グローバル SIM 独自プラン作成費用

1 契約ごとに 100,000 円

第 5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。 イ アの定めにかかわらず、料金プランがワイヤレスデータ通信のみの提
----------------	--

	供を受けるプランで、契約者識別番号に「020」から始まる番号が付与された契約者については、ユニバーサルサービス料の支払いを要しないものとします。
--	---

2 料金額

基本使用料に含まれます。

第6 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用	ア 契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要します。 イ アの定めにかかわらず、料金プランがワイヤレスデータ通信のみの提供を受けるプランで、契約者識別番号に「020」から始まる番号が付与された契約者については、電話リレーサービス料の支払いを要しないものとします。
---------------	--

2 料金額

基本使用料に含まれます。

別表

別表 1 MEEQSIM付加機能サービス

種類	提供条件
1 データチャージ 別紙料金表第1表第1（基本使用料）に定めるプランのうち、データチャージに対応したプランの契約者がワイヤレスデータ通信において、弊社の定める通信データ量までの通信を、別途弊社が定める通信速度にて利用するサービスをいいます。	(1) データチャージには、別紙料金表第1表第2（付加機能サービス料）に定める種別があります。 (2) 共通プランに対して共通データチャージを適用することができます。共通プランへの独自データチャージの適用や、独自プランへの共通データチャージの適用については、契約内容によります。 (3) データチャージの利用期限は、チャージした日を含む料金月の3カ月後の末日までとします。 (4) データチャージに利用可能通信データ量が残っている場合でも、利用期限を過ぎたものについては、一切の利用権利を失います。
2 グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4) MEEQ SIM インターネット接続のうち、オプションに対応したプランの契約者が、SIM に対して IPv4 のグローバル IP アドレスを付与することができるサービスをいいます。	(1) 本オプションの利用にはお申し込みが必要です。お申し込みは、SIM 購入時に SIM 購入画面から、もしくは SIM アクティベーション後にコンソール画面から可能です。 (2) 基本料金は以下のタイミングで発生します。 (ア) SIM 購入時にオプション申込をした場合：アクティベーション日の翌月 (イ) SIM アクティベーション後にオプション申込をした場合：オプション付与完了日の翌月 (3) オプション利用開始月（アクティベーションを行った月、もしくはオプション付与完了月）に解約した場合を除き、オプション利用開始月の基本料金は、支払いを要しないものとします。 (4) オプション申込をしている状態でアクティベーション期限延長をした場合、アクティベーション期限を延長するたびに、アクティベート期限延長グローバル固定 IP アドレスオプション (IPv4) 料金が発生します。 (5) 付与する IP アドレスの指定を行うことはできません。 (6) 付与された IP アドレスを変更することはできません。
3 プライベート固定 IP アドレス変更	(1) 本オプションの利用にはお申し込みが必要です。お申し込み当月から料金がかかります。 (2) 付与可能な IP アドレスは、契約者の MEEQ SIM 閉域ネットワーク接続および MEEQ 閉域ネットワークの利用状況により制限が発生する場合があります。

4 閉域プランオプション	(1) 閉域プランオプションには、別紙料金表第 1 表第 2 (付加機能サービス料) に定める種別があります。 (2) 本オプションの利用にはお申し込みが必要です。お申込みは別紙料金第 1 表第 1 (基本使用料) (2) に定める閉域プランと併せてお申込み頂く必要がございます。 (3) 本オプションのみの解約を行うことはできません。解約の場合は、併せてお申込み頂いた閉域プランも解約頂く必要がございます。
5 閉域網オプション	(1) 閉域網オプションには、別紙料金表第 1 表第 2 (付加機能サービス料) に定める種別があります。 (2) 本オプションの利用にはお申し込みが必要です。 (3) 閉域プランオプションの利用状況に応じて、本オプションの利用制限が発生する場合がございます。
6 IMEI ロック IMEI に関するルールを設定することにより、ルールに一致した機器のみ通信を許可することができるサービスをいいます。	
7 帯域トラフィックレポート	(1) MEEQ 帯域にてご利用いただけます。
8 5G オプション	(1) 本オプションは MEEQ コンソールにて 5G オプションを有効にし、5G 通信に対応した端末で本サービスを使用することにより、5G 通信網を用いた通信が利用できます。 (2) (D)プランにおいて 5G オプションを有効にした場合、3G 通信網を使用した通信は行なえません。 (3) 5G オプションの有効化/無効化には、1～2 日程度かかる場合があります。また、SIM カード交換などの手続きが行われている場合、5G オプションの有効化/無効化が行えません。 (4) 本オプションにおける 5G 通信は 4G 通信と設備を共有するため、本オプションを有効化しても通信速度が向上するものではありません。 (5) 本オプションは MEEQ SIM インターネット接続、MEEQ 帯域かつ、(D)プラン、(K)プランにてご利用いただけます。 (6) 本オプションのご利用には申し込みが必要です。本オプションは無料でご利用いただけます。 (7) MEEQ 帯域をご利用時、ご契約回線は 5G 占有となる帯域契約ではございません。4G/LTE のご契約帯域を利用して 5G 通信を行います。 (8) 5G 通信非対応端末で本オプションを適用した場合、4G 通信でも利用できない可能性があります。

	す。
--	----

別表2 本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
本サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

別表 3 新聞社等の基準

区別	技術基準及び技術的条件
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社

別表 4 通信の優先的取扱いに係る機関名

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表 3 に定める基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

別表5 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 固定電気通信事業者	2 から 4 以外の電気通信事業者
2 P H S 事業者	電気通信番号規則第 9 条第 4 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気通信事業者

※注) 弊社は他社相互接続通信に係る協定事業者名を、弊社が指定する本サービス取扱所において閲覧に供します。

附則：この規約は2025年4月16日から実施します。